

ふくちやまししょうがいしゃせいかつしえん 福知山市障害者生活支援センター「青空」

「指定特定相談支援事業所」契約書・重要事項説明書

当事業所は相談支援の指定を受けています
(事業所番号 京都府指定2632600025)

※ 福知山市障害者生活支援センター「青空」では、利用者に対して障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援サービスを提供します。指定特定相談支援サービスの利用は、原則として介護給付費等の支給決定を受けた方が対象となります。

利用契約書

(以下、利用者)と

社会福祉法人 京都聴覚言語障害者福祉協会(以下「事業者」という)は、利用者が事業者から提供される指定特定相談支援サービス、利用料金について、次のとおり契約(以下「本契約」という)します。

第1条(契約の目的)

本契約は、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、事業者が利用者に対して必要な障害者自立支援法に基づく指定相談支援サービスを適切に提供することを定めます。

第2条(契約期間)

この契約の有効期間は、本契約日から1年間とします。ただし、この期間が終わるまでに利用者から契約を終わらせる申し出がないときは、さらに1年間この契約をつづけます。その後も同じです。

第3条(サービス利用計画の作成)

- 事業者は、相談支援専門員にサービス利用計画の作成に関する業務を担当させます。
- 相談支援専門員は、利用者の自宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して利用者及び家族の状況、利用者が希望する生活、解決すべき課題などを把握します。
- 相談支援専門員は、サービス利用計画の作成の開始にあたっては、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供して、利用者にサービスの選択を求めるものとします。
- 相談支援専門員は、利用者の心身の状況、その環境等に応じて、利用者及び障害児の保護者(以下、「利用者等」という)の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(以下、「福祉サービス等」という)が、多様な事業所から、総合的・効率的に提供されるように配慮します。

5 そうだんしえんせんもんいん ていきょう ふくし
相談支援専門員は、提供される福祉サ
ービス等の目標・達成時期、福祉サービ
ス等の種類、内容、量及び利用料
並びに福祉サービス等を提供する上で
の留意事項等を記載したサービス利用
計画の原案を作成します。

6 そうだんしえんせんもんいん ぜんこう さくせい
相談支援専門員は、前項で作成したサ
ービス利用計画の原案に盛り込んだ福祉
サービス等について、介護給付費等の
対象となるかならないかを区分した上で、
当該サービス利用計画書の原案の内容
について、利用者とその家族に対して
説明し、利用者等の同意を得た上で決定
するものとします。

だい じょう りようけいかくさくせいこ
第4条(サービス利用計画作成後のサービ
ス提供)

じぎょうしゃ りようけいかくさくせいこ つぎ
事業者は、サービス利用計画作成後に、次
の指定相談支援サービスを提供します。

1 りようしゃ かぞくとう じゅきゅうしゃしょう さだ
利用者とその家族等と受給者証に定めら
れた期間に一回以上面接し、経過を把握しま
す。

2 りようけいかく もくひょう そ
サービス利用計画の目標に沿ってサービ
スが提供されるよう、福祉サービス等の事
業者等との連絡調整を行います。

3 していしやうがいふくし など りようしゃ
指定障害者福祉サービス等の利用者
負担額合計額を毎月算定し、利用者等
およびその障害福祉サービス等を提供
した事業者等々に通知します。

4 ふくし とう じっしじようきやう りようしゃ
福祉サービス等の実施状況や利用者の
状況について定期的に再評価を行い、
サービス利用計画の変更、支給決定の
更新申請等に必要な援助を行います。

だい じょう りようけいかく へんこう
第5条(サービス利用計画の変更)
りようしゃ りようけいかく へんこう きぼう
利用者がサービス利用計画の変更を希望
した場合、または事業者がサービス利用
計画の変更が必要と判断した場合は、事
業者と利用者双方の合意に基づき、サ
ービス利用計画を変更します。

だい じょう しょうがいしゃしえんしせつ しょうかい
第6条(障害者支援施設への紹介)
じぎょうしゃ りようしゃ じたく にちじよう
事業者は、利用者が自宅において日常
生活を営むことが困難になったと
認められる場合や、利用者が障害者支援
施設等への入院又は入所を希望する場合には、
しょうがいしゃしえんしせつとう しょうかい た おこな
障害者支援施設等への紹介その他を行います。

だい じょう りようしゃふたんがくおよ じっぴふたん
第7条(利用者負担額及び実費負担
額)

1 じぎょうしゃ ていきょう していそだんしえん
事業者の提供する指定相談支援サ
ービスに関する利用料金について、事
業者が法律の規定に基づいて、市町村
からサービス利用料金に相当する給付
を受領する場合(法定代理受領)は、
りようしゃ じこふたん
利用者の自己負担はありません。

ただ し、事業者が介護給付費額の代理
受領を行わない場合は、重要事項
説明書に定める金額を事業者に対し、
いったん支払うものとします。

2 ぜんこう ほか りようしゃ つうじよう じぎょう
前項の他、利用者は、通常の事業の
じっしちいきがい ちいき きやたく ほうもん
実施地域以外の地域の居宅への訪問を
う していそだんしえん ていきやう
受けて指定相談支援サービスの提供を
う ばあい こうつうひじっぴそうとうがく じ
受ける場合には、交通費実費相当額を事
業者を支払うものとします。

3 ぜんこう じっぴふたんがく げつ けいさん
前項の実費負担額は、1か月ごとに計算
し、利用者はこれを翌月10日までに
支払います。

だい じょう じぎょうしゃ きほんてきぎむ
第 8 条 (事業者の基本的義務)

- 1 利用者がその有する能力及び適性に
応じ、自立した日常生活又は社会
生活を営むことができるよう、必要な
指定相談支援サービスを適切に
行います。
- 2 事業者は、利用者の意思と人格を尊重
し、常に利用者の立場にたって、指定相談
支援サービスを提供します。

だい じょう じぎょうしゃ ぐたいてきぎむ
第 9 条 (事業者の具体的義務)

- 1 (安全配慮義務) 事業者は、指定相談
支援サービスの提供にあたって、利用者の
生命、身体、財産の安全・確保に配慮
します。
- 2 (説明義務) 事業者は、本契約に基づく
内容について、利用者等の質問等に
対して適切に説明します。
- 3 (守秘義務) 事業者及び相談支援専門員
は、本契約による指定相談支援サービスを
提供するにあたって知り得た利用者や
家族等の秘密について、正当な理由がある
場合を除き、第三者に開示することはありません。
- 4 (記録保存整備義務) 事業者は、指定相談
支援サービスの提供に関する記録を整備
し、提供日から5年間保存します。事
業者の窓口業務時間(毎週月曜日～
金曜日 午前9時～午後5時)に自分の記録
を見ることができますし、実費を負担してコ
ピーすることができます。(ただし、国民の
休日、祝日、8月13日から15日、12月29
日から12月31日および1月2日から1月3
日までを除く)

だい じょう じこ そんがいばいしょう
第 10 条 (事故と損害賠償)

- 1 事業者は、指定相談支援サービスの
提供によって事故が生じた場合には、
速やかに都道府県、市町村・利用者等の
家族等に連絡して必要な措置を
講じます。
- 2 事業者は、指定相談支援サービスを
提供するにあたって、事業者の責任と
認められる事由によって利用者に損害を
与えた場合には、速やかに利用者の損害
を賠償します。

だい じょう けいやく しゅうりょうじゆう
第 11 条 (契約の終了事由)

- 本契約は、以下の各号に基づく契約の
終了が生じた場合に終了するものと
します。
- 1 利用者が死亡した場合
 - 2 事業者が解散命令を受けた場合、破産し
た場合又はやむを得ない事由により
事業所を閉鎖した場合
 - 3 事業者が指定を取り消された場合又は
指定を辞退した場合
 - 4 第12条から第14条に基づき本契約
が解約又は解除された場合
 - 5 第2条の契約期間が満了した場合

だい じょう りようしゃ ちゅうとかいやく
第 12 条 (利用者からの中途解約)

- 利用者は、本契約の有効期間中、事業者
に対して文書で通知することにより、この契約を
解約することができます。

だい じょう りようしゃ けいやくかいじょ
第 13 条 (利用者からの契約解除)

- 利用者は、事業者もしくは相談支援
専門員が以下の事項に該当する行為を
行った場合には、ただちに本契約を解除する
ことができます。

- 1 事業者もしくは相談支援専門員が
正当な理由なく本契約に定める相談
支援を実施しない場合
- 2 事業者もしくは相談支援専門員が
第9条1項から4項に定める義務に違反
した場合
- 3 事業者もしくは相談支援専門員が故意
又は過失により利用者もしくはその家族等
の生命・身体・財物・信用を傷つけるこ
となどによって、この契約を継続しがたい
重大な事情が認められる場合

第14条（事業者からの契約解除）
事業者は、利用者が以下の事項に該当する
場合にはこの契約を解除することができます。

1 利用者が、故意又は重大な過失により
事業者もしくは相談支援専門員の
生命・身体・財物・信用を傷つけること
などによって、この契約を継続しがたい

- 重大な事情を生じさせ、その状況の
改善が見込めない場合
- 2 利用者が通常の実施地域外に
転居した場合

第15条（苦情解決）
利用者は、この契約に基づく指定相談支援
サービスに関して、いつでも重要事項説明書
に記載されている苦情受付窓口に苦情を
申し立てることができます。

第16条（協議事項）
本契約に定められていない事項について
問題が生じた場合には、事業者は
障害者自立支援法その他諸法令の定める
ところに従い、利用者と誠意をもって協議す
るものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印の上、各1通を保有するもの
とします。

令和 年 月 日

事業者

住所

京都府城陽市寺田林ノ口11番64

事業所名

社会福祉法人 京都聴覚言語障害者福祉協会

代表者氏名

理事長 高田 英一 印

利用者

住所

氏名

印

代理人

住所

氏名

印

じゅうようじ こう せつめいしょ
重要事項説明書

この重要事項説明書は、福知山市障害者生活支援センター「青空」と指定特定相談支援サービスに関する利用の契約を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び77条の規定、「障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する事項」第5条の規定に基づき、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するもの

もくじ
目次◆

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域
4. 営業時間
5. 職員の体制
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金
7. サービスの利用に関する留意事項
8. 利用者の記録や情報の管理・開示について
9. 苦情などの受付について

1. 事業者

めいしょう 名称	しゃかいふくしほうじん きょうとちやうかくげんごしょうがいしゃふくしきやうかい 社会福祉法人 京都聴覚言語障害者福祉協会		
しょざいち 所在地	きょうとふじやうようしてら だ はやしのごち ばん 京都府城陽市寺田林ノ口11番64		
でんわばんごう 電話番号	0774-30-9003	ファックス番号	0774-55-7708
せつりつねんげつ 設立年月	しょうわ ねん がつ にち 昭和53年 6月 1日		

2. 事業所の概要

じぎやうしょ しゅるい 事業所の種類	していとくていそうだんしえんじぎやうしょ 指定特定相談支援事業所		
じぎやう もくてき 事業の目的	りやうしゃおよびしょうがいじ ほごしゃ いしおよびじんかく そんちやう りやうしゃなど たてば 利用者及び障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に た たてきせつ そうだんしえん ていきやう かくほ 立った適切な相談支援の提供を確保する。		
じぎやうしょ めいしょう 事業所の名称	ふくちやまししょうがいしゃせいかつしえん あおぞら 福知山市障害者生活支援センター「青空」		
じぎやうしょ しょざいち 事業所の所在地	ふくちやましないき ばんち かい 福知山市内記100番地 パピネスふくちやま2階		
でんわばんごう 電話番号	0773-24-4439	ファックス番号	0773-45-8585
かんりしゃしめい 管理者氏名	みんぶ ゆうこ 民部 優子		
かいせつねんげつ 開設年月	へいせい ねん がつ にち 平成18年10月1日		

じぎょうじっしちいき
3. 事業実施地域

ふくちやましな い 福知山市内	ぜんいき 全域
--------------------	------------

えいぎょうじかん
4. 営業時間

えいぎょう び 営業日	げつようび きんようび 月曜日～金曜日 ただし、国民の祝日・休日、8月13日から15日、12月29日から12月31日及び1月2日から1月3日までを除く。
うけつけじかん 受付時間	ごぜん じ ごご じ 午前9時～午後5時まで
ていきょうじかんだい サービス提供時間帯	げつようび きんようび ごぜん じ ごご じ 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
た その他	じようき えいぎょう び えいぎょうじかん でんわ 上記の営業日、営業時間のほか、電話などにより24時間常時連絡が可能 な体制をとっています。

※相談員が会議等で不在にする場合がございます。センター来所の際はできるだけ事前に連絡をお願いいたします。

5. 職員の体制

おも しょくいん はいちじょうきょう しょくいん はいち していきじゅん じゅんしゅ
＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

しょくしゅ 職種	じようきん 常勤	ひじようきん 非常勤	じようきん 常勤 かんさん 換算	していきじゅん 指定基準	しょくむ ないよう 職務の内容
かんりしゃ 1. 管理者	1名 けんむ (兼務)	名	名	1名	
そうだんしえんせんもんいん 2. 相談支援専門員	2名 けんむ (兼務)	名	2名	1名	にちじょうせいかつぜんばん かん ・ 日常生活全般に関する そうだん 相談 りようけいかくさくせいおよ ・ サービス利用計画作成及び など モニタリング等
そうだんいん 3. 相談員		1名	0.5名		にちじょうせいかつぜんばん かん ・ 日常生活全般に関する そうだん 相談

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。（例）週8時間勤務の職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

とうじぎょうしょ ていきょう りようりょうきん
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

ないよう だい じょう じょうさんしょう
(1) サービス内容（第3条～6条参照）

りようけいかく さくせい
ア サービス利用計画の作成

りようしゃ かてい ほうもん りようしゃ しんしんじょうきょう お かんきょうなど はあく うえ
利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、
てきせつ ぼけん いりよう ふくし しゅうろうしえん きょういくなど
適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）
が、そうごうてき こうりつてき ていきょう はいりょ りようけいかく さくせい
総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス利用計画を作成します。

＜サービス利用計画の作成の流れ＞

①相談支援専門員は、利用者の自宅を訪問し、利用者や家族などに面接して、利用者や家族の状況、利用者の希望する生活、解決すべき課題などを把握します。

②利用者やその家族の状況などを考慮して、利用者やその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービスなどの目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、利用料、福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載したサービス利用計画の原案を作成します。

③相談支援専門員は、作成したサービス利用計画の原案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるかならないかを区分した上で、そのサービス利用計画書の原案の内容について、利用者とその家族に対して説明し、利用者等の同意を得た上で決定するものとします。

イ サービス利用計画作成後のサービスの提供

- ・利用者とその家族等と受給者証の定められた期間内に1回以上面接し、経過を把握します。
- ・サービス利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービスの事業者等との連絡調整を行います。
- ・指定障害者福祉サービス等の利用者負担額の合計額を算定し、利用者とその障害福祉サービス等を提供した事業者等に通じます。
- ・福祉サービス等の実施状況や利用者の状況について定期的に再評価を行い、サービス利用計画の変更、支給決定の更新等に必要な援助を行います。

ウ サービス利用計画の変更

利用者がサービス利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス利用計画を変更します。

エ 障害者支援施設等への紹介

利用者が自宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる

場合や利用者が障害者支援施設等への入院や入所を希望する場合には、障害者支援施設等の情報提供を行います。

(2) 利用料金（第7条参照）

ア サービス利用料金

指定特定相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から介護給付費額を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の自己負担はありません。

イ 交通費

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し要した交通費の実費をいただきます。

ウ 利用料金のお支払い方法

前記の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月10日までに口座振替又は現金でお支払い下さい。

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員

が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者やその家族などに対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

8. 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第9条4項参照）

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。保存期間は、指定相談支援サービスを提供した日から5年間です。

* 本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- (1) サービス利用計画 (2) アセスメントの記録 (3) サービス担当者会議などの記録
- (4) モニタリング結果の記録 (5) 利用者の障害の状況と給付等の受給状況について、厚生労働省令で義務付けられた市町村への通知事項 (5) 利用者からの苦情の内容などの記録
- (6) 事故の状況及び事故に際しての対応の記録

9. 事故発生時の対応

本事業所では、利用者に対する指定相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県及び市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置をとりま

す。
賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。

10. 苦情などの受付について（契約書第15条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付やサービス利用などのご相談

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求を受け付けます。

○苦情受付担当者 管理者 民部 優子

電話 0773-24-4439 ファックス 0773-45-8585

○苦情解決責任者

京都府聴覚言語障害センター 所長 今西 和弘（京都府聴覚言語障害センター内）

電話 0774-30-9000 ファックス 0774-55-7708

○第三者委員 小出 新一

電話・ファックス 075-873-2646

（社会福祉法人 全国手話研修センター内）

○受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00

(2) その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口で苦情を伝えることができます。

ア 相談・苦情窓口

福知山市役所 福祉保健部 障害者福祉課 障害者福祉係

電話 0773-24-7017 ファックス 0773-23-6537

受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:00

イ 京都府社会福祉協議会内「京都府社協福祉サービス運営適正化委員会」
きょうとふしやかいふくしきょうぎかい ない きょうとふしやきょうふくしき ー び す うんえいてきせいはいいんかい
きょうとしなききょうたくけやまちどおりからすまひがし い きよみずちやう
京都市中京区竹屋町 通 烏丸東入る清水町375 ハートピア京都5F
でん わ
電 話 075-252-2152 ファックス 075-212-2450
うけつけじかん げつようび きんようび しゅくじつ ねんまつねんし のぞ
受付時間 月曜日～金曜日 8:30～16:00 (祝日・年末年始は除く)

11. 当センターは利用者さまの個人情報保護に全力で取り組みます

(1) 個人情報利用の目的

当センターは、個人情報を下記の目的
に利用し、その取り扱いには細心の注意を
払っています。個人情報の取り扱いにつ
いてお気づきの点は、担当窓口までお気軽
にお申し出ください。

ア サービス提供

- ① 当センターでのサービスの提供
- ② 福祉事務所、保健所、他の相談機関、
施設、作業所、医療機関、教育機関、
職業安定所、訪問看護ステーション、
福祉サービス事業者等との連携
- ③ 他の支援機関等からの照会への回答
- ④ 利用者のサービス提供のため、外部の
専門機関などの意見・助言を求める場合
- ⑤ ご家族等へのサービス利用状況説明
- ⑥ その他、利用者さまへの情報提供に関する利用

イ サービス利用計画費請求のための事務

- ① 当センターがサービス利用実施の市町村
に計画費請求事務を行う場合
- ② サービス利用実施の市町村又は事業所か
ら計画費請求事務にかかる照会があった
場合
- ③ その他

ウ 当センターの管理運営業務

- ① 会計・経理

② 事故等の報告

③ 当該契約者さまの福祉サービスの向上

④ その他、当センターの管理運営業務に 関する利用

エ 福祉・介護サービスや業務の維持・改善 のための基礎資料

オ 当センター内において行われる実習への 協力

カ 相談の質の向上を目的とした当センター 内での支援内容研究

キ 外部監査機関への情報提供

<付記>

- 1 上記のうち、他の機関等への情報提供に
ついて同意しがたい事項がある場合にはそ
の旨をお申し出ください。
- 2 お申し出がないものについては、同意して
いただけたものとして取り扱わせていただ
きます。
- 3 これらのお申し出は後からいつでも撤回、
変更等を行うことができます。
- 4 相談支援事業者は現在勤務している
事業所を退職したあとも在職中知りえた
個人情報を漏らすことはしません。
- 5 相談支援事業者は、相談支援シート等に
記載されたサービス利用者の個人情報を
安全に保管します。

令和 年 月 日

指定特定相談支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明をおこな
行いました。

事業者

＜事業者名＞ 福知山市障害者生活支援センター「青空」

（京都府指定 2632600025）

＜住所＞ 福知山市内記100番地 ハピネスふくちやま2階

＜説明者職及び氏名＞ 相談支援専門員

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定特定相談支援サービスの提供開始に同意しました。また前頁の個人情報の利用および提供についても説明を受け
同意しました。

利用者

＜住所＞

＜氏名＞

印

利用者のご家族等

＜住所＞

＜氏名＞

印

＜続柄＞

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第173号（平成18年9月29日）第5条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。